

# 浜松市一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号。以下「規則」という。)及び浜松市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成19年浜松市規則第37号。以下「特例規則」という。)に定めるもののほか、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)及び建設工事関連業務委託(以下「工事等」という。)に係る一般競争入札について必要な事項を定める。

(対象)

第2条 一般競争入札の対象は、設計金額が1千万円以上の工事等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(一般競争入札の公告)

第3条 市長は、一般競争入札により工事等の契約を締結しようとするときは、別記の例によりその旨を公告するとともに、公告の写しを契約担当課に掲示するほかホームページへ掲載するものとする。

(一般競争入札参加資格)

第4条 政令第167条の5の2に規定する必要な資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 工事請負契約等に係る入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(以下この号において「要綱」という。)第5条に定める建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者(要綱第4条第1項ただし書に規定する等級区分のある工事にあつては、市長が指定する等級にある者に限る。)であること。
- (3) 配置を予定する技術者は、技術的適性を有しているものであること。
- (4) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱により入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中でないこと。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。(建設工事の場合に限る。)
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(9) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、浜松市建設工事共同企業体取扱要綱(以下「企業体要綱」という。)第2章の規定により結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)がこの要領による一般競争入札に参加する場合は、当該共同企業体は同項第1号、第3号及び第7号に規定する資格を、その各構成員は同項第1号、第2号及び第4号から第8号までに規定する資格を有していなければならない。

(一般競争入札参加者の決定)

第5条 市長は、工事等の入札に参加を希望する者から、公告の日の翌日から公告終了後2日以内でその都度定める期間内に一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)その他市長が必要と認める書類を持参により提出させるものとする。この場合において、共同企業体については、企業体要綱第11条第1号から第4号までに規定する書類を提出させるものとする。なお、電子入札による場合は、電送により提出させるものとする。ただし、やむを得ない理由により書面での入札を行う場合は、入札参加資格確認申請書等の提出期限までに紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準の様式3)を提出し承認を得ることとする。

2 市長は、前項の確認申請書を提出した者(以下「申請者」という。)について、確認申請書の提出期限の日の翌日から7日以内に一般競争入札参加の資格確認審査をし、その結果を文書で申請者に通知するものとする。なお、電子入札による場合は、電送により通知するものとする。この場合において、市長は、参加資格がないと認めるときは、当該申請者に対し、通知日の翌日から2日以内にその理由等について、書面又は電子入札システムにより電送する方法により説明を求められることができる旨を付記するものとする。

3 市長は、前項後段の説明を求められたときは、その日から2日以内に文書により回答するものとする。ただし、説明を求めた者に一般競争入札参加資格があると認める場合は、同項の通知を取り消す旨の回答と併せて、改めて一般競争入札参加資格のある旨の通知を行うものとする。

4 第1項及び第2項にかかわらず、市長が一般競争入札参加資格の有無の確定を入札後に行う旨を指定して入札を行うときは、別に定めるところにより、一般競争入札参加の資格確認審査の一部を入札後に行うものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 市長は、当該工事等に係る契約書の案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)を浜松市電子入札運用基準による入札情報サービスにより配布するものとする。ただし、入札情報サービスに掲載できない場合は、次の各号に定めるところにより、閲覧に供し、又は貸し出すものとする。

(1) 閲覧及び貸出しは、調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課で行うものとする。

(2) 貸出しは、1日を限度とし、1申請者につき1部とする。閲覧及び貸出しを行う期間は、公告の日から入札執行日の前日までとする。(第5条第4項の規定を適用して入札を行う場合にあっては7日前の日)

2 設計図書等に係る質問書の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 質問書は、公告の日の翌日から入札執行日の7日前の日までに調達課又は発注課を所管する区役所の契約担当課に提出させる。

(2) 質問に対する回答書は、入札執行日前3日間、調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課において閲覧に供するとともに、電子入札システムに回答を掲載するものとする。

3 市長が特に必要と認める場合は、現場説明会(机上説明会を含む。)を行う。この場合、前条第3項の手続が終了してからとし、入札執行日の7日前の日までに行うものとする。

(入札の執行)

第7条 市長は、入札執行時において、第5条第2項又は第3項後段の規定により一般競争入札の参加資格があると確認した者を、入札に参加させるものとする。

2 市長は、第1回の入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。

3 電子入札案件において、入札手続中やむを得ない理由により電子入札から紙入札へ移行する場合は、紙入札移行申請書（浜松市電子入札運用基準の様式4）を提出し承認を得ることとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第8条 入札保証金は、規則第6条、第7条及び第8条に定めるところによるものとする。

2 契約保証金は、規則第27条、第28条及び第29条に定めるところによるものとする。

（入札の無効）

第9条 規則第13条第1項各号に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 確認申請において虚偽の申請をした者のした入札
- (2) 設計図書等及び現場説明において示した条件などの入札に関する条件に違反した入札
- (3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後落札決定までの間に第4条第1項各号に規定する参加資格を失った者のした入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

（期間の計算）

第10条 この要領において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76号）第1条第1項に規定する休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

2 改正後の浜松市一般競争入札要領の規定は、この要領の施行の日以後に行われる執行の決定に係る契約について適用し、同日前に行われた執行の決定に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

## 別 記

### その1 (単体企業へ発注する場合)

#### 浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第4条の規定に基づき公告する。

年 月 日

浜松市長  
記

#### 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (課名・番号)
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 予定価格.....(公表する場合)

#### 2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -
- (2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -
- (2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

#### 3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)の規定により令和・年度の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が工事の等級に格付した者であること。
- (3) 工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。・・・(工事の規模により削除)
- (4) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とする事とし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役

役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となつて  
いる法人その他の団体に該当しない者であること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。……(建設工事の場合)
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (10) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から7日以内に文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び設計書等について

- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧及び貸出しをする。
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前3日間、浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)において閲覧に供する。

#### 6 現場説明会(机上説明会を含む。)の日時及び場所等

現場説明会は、別記の5により行う。……(実施する場合)

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- なお、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (2) 郵送又は電送による入札及び(1)の文書を提出しない者の入札は認めない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、1の表の予定価格欄に金額の記載があるものにあつては、1回とする。

#### 9 調査基準価格及び最低制限価格……(最低制限価格を設定する場合)

- (1) この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。
  - (2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。
- 9 調査基準価格及び最低制限価格 …… (調査基準価格を設定する場合)
- (1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。
  - (2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は落札候補者とししない。
  - (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
  - (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。
    - ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者(監理技術者)を置かなければならない場合にあつては、主任技術者(監理技術者)と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。
    - イ 補助技術者は、主任技術者(監理技術者)の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。
    - ウ 現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。
    - エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。
- 10 入札保証金 この一般競争入札は、入札保証金を免除する…… (契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合)
- 10 入札保証金 …… (契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合)
- (1) 納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等(銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。)の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
  - (2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。
    - 入札保証金の納付 令和 年 月 日
    - 入札保証に係る書類の提出 令和 年 月 日
  - (3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。
    - 令和 年 月 日から令和 年 月 日
  - (4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、(別紙)建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。
- 11 契約に関する特記事項…… (議決事件の場合)
- この工事の請負契約にあたっては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。
- 12 前金払、中間前金払及び部分払
- 前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。
- 13 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした

者の行った入札

- (2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定の間までに3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。))の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

1.4 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

- 1.5 1に掲げる工事に直接関連する他の工事の請負契約を、1に掲げる工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

1.6 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。 (緩和対象の場合)

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。 (緩和対象外の場合)



## 別 記

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)
- (4) 様式 市長が定める様式とする。
- (5) その他 年 月 日( )午後1時以降、一般競争入札参加資格確認通知書を調達課にて配付する。電話連絡はしないので、留意すること。

### 2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。  
(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 年 月 日( ) 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 3 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 閲覧期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
及び貸出 (土曜日、日曜日及び休日を除く。)  
期間 午前9時から午後4時まで
- (2) 貸出方法 1業者につき1部(無料)  
及び日数 1日(貸出日の翌日午前9時まで)
- (3) 場 所 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
午前9時から午後4時まで  
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 5 現場説明会又は机上説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日時 年 月 日( ) 時
- (2) 場所
- (3) その他 設計図書等を保持している者は持参すること。

### 6 入札執行日時等

- (1) 日時 年 月 日( ) 時
- (2) 場所 浜松市役所(入札室)
- (3) その他 郵送又は電送による入札はできない。

## 一般競争入札参加資格確認申請書

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 番号 )		
工 事 場 所	浜松市 地内		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

代表者	住所又は所在地
	商号又は名称
	代表者氏名

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称

氏名 様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の建設工事に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 )		
参加資格の有無	有 無	無の 理由	

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日( )までに浜松市(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)へその旨を記載した文書を提出して下さい。

その2（共同企業体へ発注する場合）

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

年 月 日

浜松市長

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (課名・番号 )
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 予定価格..... (公表する場合)

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -
- (2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -
- (2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 共同企業体は 者で構成し、各構成員の出資比率は %以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。その構成員は、次の要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により令和・年度の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が 工事の 等級に格付した者であること。

ウ 工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。・・・(工事の規模により削除)

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

オ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人

をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

ク 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。……(建設工事の場合)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

ケ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

コ 1に掲げる工事に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の確認

(1) 共同企業体の建設工事入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付した一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は、確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から7日以内に文書で通知する。

(2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

(3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び設計書等について

(1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧及び貸出しをする。

(2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前3日間、浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)において閲覧に供する。

#### 6 現場説明会(机上説明会を含む。)の日時及び場所等 ………(実施する場合)

現場説明会は、別記の5により行う。

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

(1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、当該内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- (2) 郵送又は電送による入札及び(1)の文書を提出しない者の入札は認めない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、1の表の予定価格欄に金額の記載があるものにあつては、1回とする。

9 調査基準価格及び最低制限価格……………(最低制限価格を設定する場合)

- (1) この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。
- (2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

9 調査基準価格及び最低制限価格 ……………(調査基準価格を設定する場合)

- (1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。
- (2) 調査基準価格を下回る入札があつた場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は落札候補者としな
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者(監理技術者)を置かなければならない場合にあつては、主任技術者(監理技術者)と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者(監理技術者)の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者(監理技術者)、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

10 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。……………(契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合)

10 入札保証金 ……………(契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合)

- (1) 納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等(銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。)の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

- (2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 令和 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 令和 年 月 日

- (3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

令和 年 月 日から令和 年 月 日

- (4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、(別紙)建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

11 契約に関する特記事項……………(議決事件の場合)

この工事の請負契約にあつては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。

12 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。

### 1.3 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

#### ア 人的関係

(ア)一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。))の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ)一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

— 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

— 共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみを入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

### 1.4 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

- 1.5 1に掲げる工事に直接関連する他の工事の請負契約を、1に掲げる工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

### 1.6 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。(緩和対象の場合)

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。(緩和対象外の場合)

## 別 記

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)
- (4) 様式 市長が定める様式とする。
- (5) その他 年 月 日( )午後1時以降、一般競争入札参加資格確認通知書を調達課にて配付する。電話連絡はしないので、留意すること。

### 2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。  
(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 年 月 日( ) 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 3 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 閲覧期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
及び貸出 (土曜日、日曜日及び休日を除く。)  
期間 午前9時から午後4時まで
- (2) 貸出方法 1業者につき1部(無料)  
及び日数 1日(貸出日の翌日午前9時まで)
- (3) 場 所 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
午前9時から午後4時まで  
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 5 現場説明会又は机上説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日時 年 月 日( ) 時
- (2) 場所
- (3) その他 設計図書等を保持している者は持参すること。

### 6 入札執行日時等

- (1) 日時 年 月 日( ) 時
- (2) 場所 浜松市役所(入札室)
- (3) その他 郵送又は電送による入札はできない。



## 一般競争入札参加資格確認申請書

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 番号 )		
工 事 場 所	浜松市 地内		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体  
の 名 称

代表者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

その他の  
構成員 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

共同企業体の名称

氏名 様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の建設工事に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 )		
参加資格の有無	有 無	無の 理由	

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日( )までに浜松市(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)へその旨を記載した文書を提出して下さい。

その3（単体及び共同企業体へ発注する場合）

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。

年 月 日

浜松市長

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (課名・番号 )
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 予定価格..... (公表する場合)

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -
- (2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -
- (2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

2 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業として参加する場合には、次の(1)から(10)まで及び(12)の要件を満たしていること。浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）にあっては、共同企業体として(1)、(4)、(12)及び(13)の要件を満たしおり、各構成員が(1)から(3)及び(5)から(11)までの要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示第390号）の規定により令和・年度の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が 工事の 等級に格付した者であること。
- (3) 工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。・・・(工事の規模により削除)
- (4) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。
- (5) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号

に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (9) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。………(建設工事の場合)
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (10) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 1に掲げる工事に係る2以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (12) 単体企業として参加する者と1に掲げる工事に係る共同企業体の構成員を重複していないこと。
- (13) 共同企業体は 者で構成し、各構成員の出資比率は %以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の確認

- (1) 単体企業として参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。共同企業体として参加を希望する者は、建設工事入札参加資格審査申請書、協定書の写し及び使用印鑑届を添付した一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を別記の1により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は、確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から7日以内に文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求められることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から2日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び設計書等について

- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧及び貸出しをする。
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札執行日の前3日間、浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)において閲覧に供する。

#### 6 現場説明会(机上説明会を含む。)の日時及び場所等 ……(実施する場合)

現場説明会は、別記の5により行う。

#### 7 一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の6により執行する。

#### 8 入札方法等

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、当該内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- (2) 郵送又は電送による入札及び(1)の文書を提出しない者の入札は認めない。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、1の表の予定価格欄に金額の記載があるものにあつては、1回とする。

#### 9 調査基準価格及び最低制限価格……………（最低制限価格を設定する場合）

- (1) この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。
- (2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

#### 9 調査基準価格及び最低制限価格 ……………（調査基準価格を設定する場合）

- (1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。
- (2) 調査基準価格を下回る入札があつた場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は落札候補者とししない。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。
- (4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

#### 10 入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。……………（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合）

#### 10 入札保証金 ……………（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合）

- (1) 納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 令和 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 令和 年 月 日

- (3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

令和 年 月 日から令和 年 月 日

- (4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、（別紙）建設工事における入札保証に関する説明事項によるものとする。

#### 11 契約に関する特記事項……………（議決事件の場合）

この工事の請負契約にあたっては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。

#### 1.2 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。

#### 1.3 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

##### ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

— 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

— 共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1企業体のみ入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

#### 1.4 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

#### 1.5 1に掲げる工事に直接関連する他の工事の請負契約を、1に掲げる工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

#### 1.6 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。(緩和対象の場合)

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。(緩和対象外の場合)

## 別 記

### 1 一般競争入札参加資格確認申請書

- (1) 提出方法 持参すること。(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)
- (2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)
- (4) 様式 市長が定める様式とする。
- (5) その他 年 月 日( )午後1時以降、一般競争入札参加資格確認通知書を調達課にて配付する。電話連絡はしないので、留意すること。

### 2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

- (1) 方法 文書により持参すること。  
(郵送及び電送によるものは、受け付けない。)
- (2) 提出期限 年 月 日( ) 午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 3 設計図書等の閲覧及び貸出し

- (1) 閲覧期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
及び貸出 (土曜日、日曜日及び休日を除く。)  
期間 午前9時から午後4時まで
- (2) 貸出方法 1業者につき1部(無料)  
及び日数 1日(貸出日の翌日午前9時まで)
- (3) 場 所 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 4 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 文書により持参、郵送、FAX又は電子メールとする。
- (2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで  
(土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)  
午前9時から午後4時まで  
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)
- (3) 提出先 浜松市役所(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)

### 5 現場説明会又は机上説明会 ……(実施する場合)

- (1) 日時 年 月 日( ) 時
- (2) 場所
- (3) その他 設計図書等を保持している者は持参すること。

### 6 入札執行日時等

- (1) 日時 年 月 日( ) 時
- (2) 場所 浜松市役所(入札室)
- (3) その他 郵送又は電送による入札はできない。

# 一般競争入札参加資格確認申請書

【単体企業申請用】

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 番号 )		
工 事 場 所	浜松市 地内		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

代表者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名



# 一般競争入札参加資格確認申請書

【共同企業体申請用】

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 番号 )		
工 事 場 所	浜松市 地内		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体  
の 名 称

代表者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

その他の  
構成員 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

名称

氏名 様

浜松市長

先に申請のあった本市発注の建設工事に係る一般競争入札の参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 )		
参加資格の有無	有 無	無の 理由	

なお、参加資格が「無」と通知された方は、市に対し参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日( )までに浜松市(調達課及び発注課を所管する区役所の契約担当課)へその旨を記載した文書を提出して下さい。

その4（電子入札による場合）

浜松市公告第 号

浜松市の建設工事について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）第4条の規定に基づき公告する。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

年 月 日

浜松市長  
記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 (課名・番号)  
(2) 工事場所  
(3) 工事概要  
(4) 工期  
(5) 予定価格 …… (事前公表する場合)

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -  
(2) 契約担当課 〒 - 浜松市 区 町 番地  
市(区) 課 電話 - -

(2) 契約担当課 (1)に同じ(入札担当課と同じ場合)

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号)の規定により令和・年度の競争入札参加の資格の認定を受けており、市が工事の等級に格付した者であること  
(3) 工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。・・・(工事の規模により削除)  
(4) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。  
(5) 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。  
(6) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。  
(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている

法人その他の団体に該当しない者であること。

- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。ここから修正する
- (9) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。……(建設工事の場合)
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (10) 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

#### 4 制限付一般競争入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)同種工事の施工実績、配置予定技術者等の資格・工事経験、及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)のうち、別記の1に記載されたものを提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から7日以内に通知する。なお、提出は電子入札システム(以下「システム」という。)による提出を原則とするが、電子ファイルの容量が大きくシステムによる提出ができない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾(紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)を提出)を得た場合は、別記の1により持参することができる。  
( 手続き中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)を提出し発注者の指示に従うこと。)
- (2) 参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の2によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

#### 5 契約書案、入札心得及び設計書等について

- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧させ又は貸出しをする。……(貸出ず場合)
- (1) 契約書案、入札心得、設計書、仕様書及び図面等(以下「設計図書等」という。)は、別記の3により閲覧させ又は入札情報サービス(以下「PPI」という。)に公開する。……(貸出さない場合)
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の4により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所(財務部調達課)において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

#### 5 現場説明会の日時及び場所等・・・(実施する場合)

現場説明会は、別記の5により行う。

#### 6 現場説明会の日時及び場所等 現場説明会は、実施しない……(実施しない場合)

#### 7 入札執行の日時及び場所等 入札執行の日時等は、別記の5により執行する

#### 8 入札方法等

- (1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参して入札できる。

(2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合 入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合 入札書、工事費内訳書、委任状（代理の場合）

なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(3) 郵送による入札並びに(2)の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。………（予定価格を公表しない場合）

(4) 入札執行回数は、1回を限度とする。………（予定価格を公表する場合）

9 調査基準価格及び最低制限価格………（最低制限価格を設定する場合）

(1) この一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、最低制限価格を設定する。

(2) 最低制限価格を下回る価格で入札を行った者は失格とする。

9 調査基準価格及び最低制限価格 ……（調査基準価格を設定する場合）

(1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。

(2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。ただし、予定価格の3分の2を下回る価格の入札を行った者は落札候補者とししない。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、主任技術者（監理技術者）と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならないこと。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならないこと。

ウ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることが出来ないこと。

エ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならないこと。

10 入札保証金 この一般競争入札は、入札保証金を免除する。………（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要としない案件の場合）

10 入札保証金 ……（契約規則又は建設工事における入札保証の取扱要領で入札保証金を必要とする案件の場合）

(1) 納付。ただし、浜松市契約規則第7条に掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関等（銀行又は市長の確実と認めるその他の金融機関に限る。以下同じ。）の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険の締結を行った場合又は金融機関等若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金を免除する。

(2) 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出期限は以下のとおりとする。

入札保証金の納付 令和 年 月 日

入札保証に係る書類の提出 令和 年 月 日

(3) 入札保証保険及び入札保証の期間は以下の期日を含むこと。

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(4) 入札保証の取扱いについては、浜松市契約規則並びに浜松市建設工事における入札保証の取扱要領に定めるもののほか、（別紙）建設工事における入札保証に関する説明事項によるも

のとする。

1 1 契約に関する特記事項

1の表に掲げる次の工事の請負契約にあたっては、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会の議決を経て、本契約を締結する。 (議決事件の場合)

1 2 前金払、中間前金払及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領(平成23年4月1日施行)に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領(平成24年4月1日施行)に基づいて行う。

1 3 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請に当たって虚偽の申請をした者のした入札
- (2) 一般競争入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

1 4 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

1 5 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有又は無

1 6 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。 (緩和対象の場合)

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象とならない。 (緩和対象外の場合)

## 別 記

### 1 一般競争入札参加資格確認申請等

#### (1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 年 月 日( )午前9時から 年 月 日( )午後0時(正午)までのシステム稼動時間内とする。

イ 提出書類 確認申請書(様式-1)

#### (2) 紙入札による場合

ア 提出期間 年 月 日( )から 年 月 日( )までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

ウ 提出書類 確認申請書(様式-1)、紙入札参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)

#### (3) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

年 月 日( )午後1時以降、システムによる申請については、システムにより通知することとし、紙申請による場合には書面により浜松市役所(財務部調達課)にて配付する。なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

### 2 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(1) 方 法 システムにより提出すること。紙入札による場合には持参すること。

(2) 提出期限 年 月 日( )午後4時

(3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

### 3 設計図書等の閲覧及び貸出し.....(貸出しがある場合)

(1) 閲覧期間及び貸出期間 年 月 日( )から同年 月 日( )まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 貸出方法及び日数 1業者につき1部(無料)1日(貸出日の翌日午前9時まで)

(3) 場 所 浜松市役所(財務部調達課)

### 3 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法.....(貸出しがなくPPIに公開する場合)

(1) 閲覧期間及び公開期間 年 月 日( )から同年 月 日( )まで(ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。)

(2) 閲覧場所 浜松市役所(財務部調達課)

(3) 公開場所及び入手方法 PPIの当該案件のページからダウンロードして入手すること

### 4 設計図書等に対する質問

(1) 提出方法 システムにより提出することとし、紙入札による場合は持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間 年 月 日( )から 年 月 日( )まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後4時まで  
(郵送の場合は、受付期間の最終日までに必着とする。)

(3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

### 5 現場説明会又は机上説明会 .....(実施する場合)

(1) 日時 年 月 日( ) 時

(2) 場所

(3) その他

## 6 入札執行日時等

### (1) 入札書等受付期間

年 月 日( )から 年 月 日( )までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)

### (2) 提出方法

ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること

イ 紙入札による場合

(ア) 提出場所 浜松市役所(財務部調達課)へ直接持参すること

(イ) 提出書類 入札書、工事費内訳書、委任状(代理の場合)

(ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続が出来なくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)及び入札書、委任状(代理人の場合)、工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。

(3) 開札の日時 年 月 日( ) 時 分

(4) 開札の場所 浜松市役所(入札室)



## 一般競争入札参加資格確認申請書

公告番号		公告年月日	年 月 日
工 事 名	( 課名 番号 )		
工 事 場 所	浜松市 地内		
添 付 書 類			

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

代表者	住所又は所在地
	商号又は名称
	代表者氏名